

會學濟經學大國帝都京

# 叢論經濟

號三第

卷九十三第

行發日一月九年九和昭

## 論叢

所得の綜合累進課税に就きて……………法學博士 神戸正雄  
 貨幣の將來效用について……………文學博士 高田保馬  
 農業生産過程に於ける協同化……………經濟學博士 八木芳之助

## 時論

遊資の増加とその歸趨……………經濟學博士 小島昌太郎

## 研究

勞働管理官の職能に就いて……………經濟學士 大塚一朗  
 金爲替本位様式の展開に就いて……………經濟學士 松岡孝兒  
 取引所の公定する相場に就て……………經濟學士 今西庄次郎

## 說苑

公式に依る累進に就いて……………經濟學士 柏井象雄

## 附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

(禁轉載)

# 農業生産過程に於ける協同化

八木芳之助

小農が有する經濟上の缺陷を集團的經濟行爲によりて除去せんとする努力は、各種の協同組合運動となつて現れてゐる。けれども此の小農の協同組合化は、從來は農業の純生産過程に於て行はれるよりも、寧ろ農産物の販賣、農業用品並に日用品の購買、農業金融等の流通過程に於て、先づ行はれるを通例とする。

然らば何故に固有の農業生産業務は協同組合化されることが困難であり、且つその發展が遅々たるものであらうか。これに對し解答を與ふるためには、先づ第一に農業的協同組合を發生的に考察することが必要であり、第二に農業そのものゝ本質より考察しなければならぬ。

先づ第一の點より考察するに、資本主義制度は、小農をして封建的束縛を脱せしめ、彼等を個人として解放することゝなつた。封建社會に於ては、村は一個の人格者として、殊に一の課稅團體を形作り、その村民は全く連帶無限の責任を負ふてゐた。而してこの納稅上の連帶責任は、その他行政的必要上の五人組の制度と相俟つて、やがて農民の有らゆる經濟生活上の連帶性を齎し

た。これを農村の農業生産に就て見るも、一農地の耕作は、それを包含する一定地域の全特定住民のためであり、故に村民の一人の事情による耕作の放置は、全村民によつて防止されねばならなかつた。即ち「農地の利用は各個人をして行はしめるが、そは免ることを得ざる所の嚴重なる背後の力、即ち組合員の綜合意欲を代理するの意味に於て」<sup>1)</sup>村によつて強要された。封建社會に於ける村民の連帶性や相互扶助には、かゝる必要に基くものが多かつた。

然るに資本主義の發達に伴ひ、此等の封建的なる農民の連帶性は破れ、個人を自由に解放することゝなつた。農村生活に於て傳統的制約が破れ、個人主義の發達するに伴ひ、かゝる封建的慣習的相互扶助が衰へ行くことは、免れ難き運命であつた。けれども經濟的に薄弱なる小農の解放は、彼等をして必ずしも新時代に有利なる順應をなさしむるものとは限らない。例へば明治初年に於ける租税制度の改正により、公租、公課が物納から貨幣納に改められ、ために急激に農家を商品生産に向はしめ、之によりて農家をして農産物價格變動の危険に曝すことゝなれるが如き之である。更に農業からの加工業の分離は、往時の自給自足經濟を破り、農家にとりては安價にして便利なる工業品として供給されることゝなつたが、農家は之が購入に必要な貨幣を獲得するために生産物の商品化を餘儀なくされるに至つた。茲に於て農家は農産物の賣却、農業用品及び日用品の購入過程を通じて、外界の商工業と接觸することゝなつた。然るに漸次近代化されつゝある大規模の商工業に有利に對應するには、孤立的なる個々の農家を以てしては、不可能であ

1) 東浦庄治氏、農業團體の統制、一二一頁參照。

2) 東畑精一氏、農業組合と農業政策(農業經濟研究、第一卷二號)七八頁。

る。茲に於てか之に對應する集團的購買並に販賣の利益が、個々の農家によりて自覺され、意識されて、そこに始めて協同化が起る。これ昔時の共同態が農民の無自覺なる結合によるものなるに對し、今日の協同は各人の自覺したる意欲に基くものであり、從て協同組合の發達するためには、先づ以て各人の個性が充分に洗練されてゐなければならぬ。また農業の發展に伴ひ、耕地の改良、機械、役畜、肥料購入、農産物の販賣等に就いて金融を必要とする。然るに從來の高利貸資本や現今の商工業的金融機關を以てしては、この要求を充し得ない。茲に於てか都會に流出する農村の資金を村に留め、農業自體のために活用する協同的金融組織の發生を見ることとなる。この場合に於ても個々農民の洗練されたる個人性より結合されるものである。

元來農民の心理が保守的にして退嬰的なものであるから、農村に於てはそれ自から能動的に團結し協同することは稀である。だから農民をして協同に導くには、強い外部からの刺戟又は壓迫がなければならぬ。小農は商品生産に入込むに及んで、信用、販賣、購買の流通過程に於て、種々なる壓迫を蒙り、且つ既に利益社會に入込める商工業並に金融業と接觸するに及んで、それに刺戟されて農民の個人性が自覺され、漸次に協同への歩を運ぶこととなる。かくて直接に外界と接觸せざる農業の純生産過程に於てよりも、外界との接觸をより、多く有つ流通過程に於て、先づ農民の協同組織が起されることとなる。

第二に農業の純生産過程に協同組織化の行はれることの困難なるは、農業生産それ自體の性質

1) 福田徳三博士が嘗て西歐の産業組合により我國從來の共同經濟的遺物よりその中間に存すべき個人的發展を經過せしめて、一躍直ちに近世社會に達し得ざるを説きたるは注目すべきであつた(同氏、日本經濟史論、二九〇頁)

2) 小農の保守性に就ては、R. G. Tugwell, The Agricultural policy of France (Political Science Quarterly, June, 1930) p. 215 ff. 参照。

にも基くものである。それは第一に農業の如き有機的生産に於ては、工業生産に於ける如き大經營の優越性は認められず、従て農業の純生産過程に於ては小農は大經營の壓迫力を感せず、勢ひ茲には小農を集團的生産に導く外部の壓力を缺いてゐる。第二に集約的なる小農經營に於ては經營主の細心の注意を必要とするが、共同經營に於ては稍もすれば責任心を減じ易く、従て必ずしも好結果を齎し得ない。第三に農業生産の協同化を行ふに當り、土地及び其他の資本を提供し、人的協働を必要とするが、それに對する收益分配上の困難を來す。第四に共同經營に於ては小農に於て密接に結合せる經營と家計との分離を惹起し、加入農家をして生活上の安易を失はしめる等の諸理由によつて、農業純生産過程に於ける協同化は困難なるものとされてゐる。この點に就ては尙は後に詳論する。

けれども農業生産過程に於ても、農産物の加工方面に於て、純生産過程に於ても機械の協同利用や部分的共同作業の形式で協同化が行はれてゐる。この小論に於ては此等の方面に於ける協同化が我國の農業界に於て、如何なる程度に、且つ如何なる組織を以て行はれてゐるかを考察し、この協同組織と産業組合との關係について論じ、最後に全面的なる農業生産過程に於ける協同化の實現困難に就て論及することとする。

## 二

農業生産過程に於ける協同化は、先づ農産物の加工部面に於て現はれる。それは何故であるか。

未だ都市が發達せず、交換經濟が起らず、自給自足の經濟が支配的であつた時代には、農業には各種の加工的業務を包攝し、從て農民は農閑期に於て、或は夜業として多くの工業的部門に屬する加工を營んでゐた。然るに都市工業の發達に伴ひ、有利なる加工的業務は漸次農家の手を離れ、都市に集中することゝなつた。かくて農村に於ては、農民の過剩勞力を結果することゝなり特に冬期に於ける餘剩勞力を多分に生ずることゝなつた。この餘剩勞力の収益化が農家にとりて極めて重要となる。茲に於て都市工業を田園に移すことによりて、低廉なる農村の餘剩勞力を動員し、その生産費を一層低下せしめんとする資本家側の意圖より農村工業化が叫ばれ、また農家の立場より餘剩勞力利用の方面から、加工的副業的業務の工業化が論ぜられてゐる。茲では後者の加工業務が我國農村に於て協同化される道程を考察したい。

既述の如く農民心理は保守的であり、彼等を協同に導くには強い外部からの刺戟又は壓迫がなければならぬものであるが、この事は農産物の加工業務に就ての協同化に於ても妥當する。(一)この加工的業務に就ての協同化を促す壓迫は、上述の農業よりの都市工業の分離による農村勞力の過剩化である。殊に近年の一般不況以來、農村に於ける人口流出の困難を生じ、都會の失業者の歸農するものすら生ずるに及び、農村に於ける扶養人口の増大に耐ゆるため、愈々加工をも農村に於て行ふの必要に迫られた。然るに本邦の小農に於て孤立的に加工を營むことは、作業機械購入の上に於て、また加工品の販賣の點に於て不利であるから、次第に協同化が行はれるこ

ととなる。

(二) 農業が商品生産化され、商工業に對應して之を有利に販賣するの必要は、農産物の集團販賣への協同化を促すものであるが、この場合農家の比較的小規模なる加工設備によりて、單に「生」のまゝで賣却するよりも、之に加工して販賣する方が、一層有效に行はれることが多い。これ加工によりて商品性を高め、販賣者としての農民の立場を強めるからである。例へば生繭取引より、之に若干加工せる乾繭取引へと移るが如き之である。また果實及び蔬菜に加工して罐詰として販賣されるが如きも然りである。この場合小農が孤立して加工設備をなし得るものでないから、勢ひ茲に協同化が行はれる。

(三) 農業原料を加工する工業が農業より分離し、しかも大資本化せる場合に於ては、原料生産農民としては、稍もすれば取引上不利なる立場に置かれる場合が多い。この場合農民が資本力に對應し、之を牽制することによりて農業原料品の合理的價格の實現を期するため、加工的業務の協同化に向ふ場合もある。組合製絲の設立は、營業製絲に對應すると云ふ斯かる動機によるものである。また北海道の酪農業に於ける協同化も、煉乳會社に對する農民擁護より生れたものである。<sup>1)</sup>更に最近の小麥の五ヶ年増殖計畫によりて、既にその第二年月たる今年度に於て、早くも其の目標たる九百萬石の増殖を遂げたが、その買手たる内地大製粉會社が一種の協定をして、買入手控をへるため價格の上昇が望まれない。茲に於てか、大製粉會社を牽制する方策として、農民

1) 産業組合中央會、酪農販賣組合經營事例(昭和八年二月)参照。

の協同的製粉を促しつゝあるが如き之である。更に製茶に於ける小農の協同化は、個人とて製茶機械を設備し得る大農に對應して、雇傭労働を節約して生産費の低下を圖るために其の成立が促されたものである。

(四)更に農産物の協同的加工を促すものとしては、農産物の腐敗性、農産物の工業原料品としての運搬性の稀少を擧げなければならぬ。交通機關の發達は市場への供給區域の擴大を齎すと雖も、それには農産物の腐敗性の點より、又運賃の點よりして、一定の限界がある。だから市場より餘り遠隔せる地方は、生産物に加工して市場に供給せざるを得ない。牛乳に加工してバター、チーズとし、生果を罐詰として供給するは腐敗性の點より起る加工であり、馬鈴薯に加工して酒精とし、甜菜より砂糖を製造するは、粗生産物から重い物料を除去して、輸送力を高めるためである。かかる場合小農經營に於ては加工の協同化を促すこととなる。

(五)以上は主として農産物の後始末的な加工方面に於ける協同化に就て考察したるが、農業の商品生産化により、市場の需要に適應する、品質の統一されたる生産物を擧ぐる必要や、また市場の需要期に出荷するやう出荷時期を一定ならしめる要求は、漸次に準備的生産過程に於ける協同を促すこととなる。例へば養蠶實行組合で行はれてゐる稚蠶共同飼育や稚蠶共同桑園の如き之である。即ち前者は養蠶家が各自に少量の稚蠶を飼育する勞力と補溫材料との節約を圖り、健全なる稚蠶を得るにあつて、後者は齊一優良なる稚蠶用桑を得るに必要な協同化である<sup>1)</sup>。更に全國

1) 永井治良氏、蠶絲業經濟、一三三頁以下。



の農事實行組合に於て廣く行はれてゐる共同採種圃經營の如き、品質の統一された作物を得るための協同化であり、又出荷期の齊一を齎すため播種期の統一も要求されてゐる。更に生産の準備として肥料の粉碎及び配合上にも協同化が行はれてゐる。

以上は農産物の加工やその生産の準備過程に於て、協同化の行はれる道程に就て論じたるものであるが、かゝる方面に於ける協同化の比較的に行はれ易きは、それは本來の純農業生産に觸れず、個々の農家の獨立性を害せず、從て後に述ぶる農業の耕作上の協同的機械化や農業生産の全面的共同化に於ける如き農地私有制上の障害に逢著しないからである。加ふるに本邦農家は何れも零細なる小經營であるから、協同の力に俟つにあらざれば、到底その効果を擧げ得ないのである。加ふるに我國農村は密居的村落を形成するが故に、茲に共同作業場を設くることは、餘剩勞力の利用上極めて好都合である。更に農村に於ける動力としての電力の普及は、農産物の加工部門に於ける機械化の技術的根據を確立することゝなつた。

今かゝる共同作業場が如何なる協同組織によつて行はれてゐるかを見るに、昭和六年五月末に於て左の如き狀況を呈してゐる<sup>1)</sup>。

市町村	設立者	穀類の調製加工をなすもの	肥料の粉碎及配合をなすもの	園藝農産物の加工及處理をなすもの	製茶をなすもの	菓加工をなすもの	特用農産物の調製加工をなすもの
九三							
四六							
二							
七六							
八							
一							

1) 農林省農務局、農業用器具機械共同作業場普及狀況調査、(昭和七年三月) 一八頁以下。

産業組合	八一四	四六八	六五	五六	四二	二六
農會	二八四	一一七	三三	一〇	二六	三二
申合組合	五、八二五	二七六	三三五	五三五	三五二	二〇八
其他のもの	八二四	五八	四七	一五四	一六四	四九
合計	七、八四〇	九六五	四八二	八三一	五九二	三一六

右表によるも農産物の加工調製は、産業組合によるよりも、寧ろ申合組合によるものが最も多い。この申合組合は所謂農家小組合と稱せられるもので、部落を單位とし、簡易なる組織で、産業組合に参加せない小農の協同組合である。

### 三

以上は農産物の加工竝に生産準備過程に於ける協同化に就て論じたるが、更に進んで農業生産上に於ける協同的機械利用に就て論及しなければならぬ。

勿論上述せる農産物の加工及び調製をなす共同作業場に於ても、動力作業機が漸次普及しつつあつて、寧ろ今日のところ、下に述ぶる諸理由によりて、純生産過程に於けるよりも、より多く使用されてゐる。併し一般に農業の機械化は必ずしも協同利用の方向を採るものとは限らない。蓋しアメリカの如き大農經營に於ては、よく個人的にも大機械の利用を可能ならしめるからである。之に反し我國の如き小農經營に於ては、個々の農家の資力が乏しきためと、一農家の加工原

料が一動力作業機を経済的に使用するには不充分であるとの二理由により、當然協同利用の方向を採らしめる。<sup>1)</sup> 茲に加工及び調製機の普及を示すと次の如くなつてゐる。<sup>2)</sup>

	昭和六年五月	昭和八年十一月
脱穀機	五五、九五四	六七、六八八
籾摺機	七六、七四四	九五、三三〇
麥攪機	一一、八九三	一一、一七三
精米機	三五、九七〇	四一、〇六七
精麥用機	九、八一二	一一、六四〇
製粉機	五、八五五	七、二六五
製麵機	七四四	七、七二四
藁加工用機	二七、四五〇	四七、五〇八
肥料用機	五、七九五	六、六八二

此等の進歩的農業機械も一般に小規模なるもので、動力機が用ゐられるといつても、それは二、三馬力のものに過ぎない。

然らば何故に我國農業機械は一般に小規模なるものであらうか。それは一般に農具に對する必要が一時に殺倒する傾向が多いのと、我國農業の經營規模が小さいのことに基くものである。例へば脱穀調製の如きも、

技術的に見れば相當の期間の餘裕があるやうに思はれるも、歳末までに小作料として納付し、また早く賣つて換金し、納税其他の支拂に充つる必要は、農具の利用に甚だしき季節性を帯びしめる。<sup>3)</sup> 機械利用組合に於ては「より多くの組合員が参加すればするほど、各組合員に夫々最も適當した時に、機械を使用せしめることが益々困難となる。」<sup>4)</sup> だから農業機械の共同利用は、市町單位

1) Vgl. K. Richter, Die Genossenschaften in der deutschen Landmaschinenwirtschaft, 1928, S. 76.  
 2) 農務局、本邦農業要覽(昭和八年)一〇九頁。  
 農務局、優頁農用器具機械に関する調査(昭和九年)六二頁以下。  
 3) 近藤康男氏、農業の機械化と農具利用組合、三四頁參照。  
 4) K. Richter, a. a. O. S. 86.

の數百人の組合員を有つ産業組合組織に基く利用組合によつて、大規模な能率の高い機械を設備するよりも、寧ろ數戸又は十數戸の農家よりなる申合組合によつて、小規模なる機械を設備する方法によるのが、より便宜とされる次第である。

次に農業の純生産過程に於ては、灌漑及び排水用の動力機として、渦巻ポンプや縦型ポンプが相當に利用されてゐる<sup>1)</sup>。この方面に於ける協同利用は加工調製に於けると同様に、經營上の障害に逢著することが少ない。然るに耕作上に於ける耕耘機の利用は極めて少ない<sup>2)</sup>。この理由は我國に於ける農業の特有なる自然的制約、例へば水田に於ける勞作の機械化の困難や傾斜面利用の著しきことにも基くが、更に我國の農業組織が小規模なる上に、一農家に屬する耕地が一ヶ所に集中せず、各所に分散せる散圃状態を呈することにも基いてゐる。

アメリカに於ける如く農業經營面積が自由に擴張され得る處では、新農業機械が採用される場合には、最初は既存の農業經營規模に適應した形態で行はれるが、農業機械の生産力が漸次瞭となるに従ひ、既存の農場面積に適應した機械を購入するよりも、最も能率よき機械を購入して、之に適應するやう農場面積を擴張する方が遙に經濟的となり、機械が農場の規模を決定するといふ現象さへ喚起する<sup>3)</sup>。然るに我國に於ける如く、農村の人口過剰にして一戸當りの經營面積が狭小であり、しかも之を擴張することの不可能なる處では、有效なる機械利用は、小農的な散圃的農法を集團的共同農場に導く外はなからう。我國に於ける集團的共同耕作のものゝ可能性に就

- 1) 昭和八年十一月末には渦巻ポンプ 16,677臺、縦型ポンプ 16,023臺が使用されてゐる。
- 2) 昭和八年十一月末にはケーブル式耕耘機 12臺、トラクター 120臺が使用されてゐるに過ぎない。
- 3) 拙著、農村問題研究、一五一頁參照。

ては後に論ずる。けれども今日の散圃的農地を集團的農地に集合せしむることは、必ずしも實現容易ではない。また斯る發展への地盤も從來與へられてゐない。「即ち本邦に於て從來行はれたる耕地整理事業に就て見るも、一人の所有者の土地を集合するに専念し、一人の經營者の經營する土地の集合を輕視した。」<sup>1)</sup>殊に經營者が小作人なる場合に於ては、土地經營の恒久性(耕作權)が保證されざる現狀にあるから、勢ひ經營上の技術的利益が輕視されることゝなつたのである。かゝる現狀を以てしては、耕作上の共同機械化の實現は甚だ困難である。

加之、前述の農産物の加工調整方面の協同化は、元來原始的農業の包攝したる加工の業務を都市工業より再び取り戻すとの意義を多分に持つもので、從て農村過剩勞力の収益化とも目される處である。然るに農耕上に於ける共同機械化は、寧ろ農村に於ける勞働を節約するものであり、反つて農村の勞力過剩に拍車を加ふるものとも考へられる。之を世界的に見るも農業機械化は、農村の勞力が都市工業の繁榮によりて、都市に吸引され、都市勞賃の騰貴が農村の勞力不足と勞賃の騰貴とを促したる結果によるものである。農村人口の過剩なる我國に於ては、この關係が正しく逆になつてゐる。而して農民の協同化には、外部よりの壓迫のあることの必要なるは既に述べたるが、今日の現狀を以てすれば、農業生産の共同機械化を促す外部の壓力は甚だ微弱であると云はざるを得ない。

且つ本邦に於ける如き主として自家勞働に依存する小農經營に於て、勞働操作が機械化される

1) 東畑精一氏、農業に於ける技術の發展(經濟學論集、第二卷、第六號)五九頁。

ことの困難は、機械化によりて生命ある労働力が不用となる點に存してゐる。だから他により有利なる労働力の使途がなければならぬ。この點は企業者と労働者とが分離せる資本家的企業と異なるところである。殊に過剰労働の多き本邦農村に於ては、投下労働を減少せしむる方向への生産過程の協同化は、不況による都市工業の労働力吸引力の減退せる折柄、その實現は一層困難であると云はなければならぬ。

#### 四

農業生産過程に於ける協同化は、農家の餘剰労働力利用の要求よりして、農産物の加工部面に於て、また農産物の品種及び品質統一の要求よりして、漸次に生産の準備作業に於ても行はれるに至れる道程に就ては、既述したる處なるが、農業の純生産過程そのもの、協同化も次第に促されるに至つた。即ち共同苗代、共同插秧等の共同作業は、農繁期に於ける自家労働の不足を補ふため、また従來臨時的の雇傭労働によりしたため支出したる賃銀を節約するために行はるゝに至つたものである。此等の協同労働は上述せる農産物の加工及び生産準備上の協同と合せて、農業生産過程上の共同作業と呼ぶべきもので、普通に部分的共同經營と呼ばれてゐるものである。

茲では斯る共同作業よりも尙ほ更に一段進みたる農業生産過程全般に亘る協同化、即ち一般に農業共同經營組合<sup>1)</sup>、農業共同經營<sup>2)</sup>、共同耕作組合<sup>3)</sup>、全部的共同耕作組合<sup>4)</sup>等の名稱を以て呼ばれてゐる生産過程の協同化に就て考察したい。本來この種の共同經營に於ては、組合員たる各農家が

1) 農林省農務局、農業共同經營組合に関する調査(昭和二年)。  
2) 農林省農務局、農業共同經營組合に関する調査(昭和五年)。  
3) 農林省農務局、農業共同經營組合に関する一見解(農業經濟の諸問題)。  
4) 農林省農務局、農業共同經營組合に関する一見解(昭和七年)には上述の如き夫々の名稱を以て表現されてゐる。

生産要素たる土地、資本、勞力を持寄るか、又は土地及び資本を組合の共有に移すかによつて、共同的に耕作し、その収益は各組合員の出捐したる生産要素に應じ配分するものである。だから完全なる共同經營に於ては、農業經營といふ生産經濟は組合員たる個々の農家から分離して、それが組合に總括されて一の獨立したる經營體を構成するもので、個々の農家には消費經濟たる家計のみが残ることとなる。即ち共同經營によりて、小農の特徴たる經營と家計との不可分的結合が破れることとなる。この點に於て共同經營は既述の共同作業的なる協同化と異なる。即ち茲に於ては各組合農家は夫々獨立の經營體を保ち乍ら、たゞ共同作業によりて其の機能が補完されるに過ぎない。

この共同經營が我國に行はれ始めたのは、一二の先驅的なものを除けば、大正十二、三年來の政府の補助、農會の獎勵に刺戟されて起つたものであるが、主なる動機は、かの歐洲大戰の好景氣に促されて勃興せる都市工業により、農村人口が吸収され、ために一時的に農業勞働の不足が現れ、また之によりて當時に於ける農村の雇入勞賃が高率となつたので、共同經營によりて、農業機械を用ゐるて勞力を節約するためであつた。<sup>1)</sup> また更に小作爭議の緩衝地帯として共同經營が設立され、之により土地の提供者たる地主と勞働の提供者たる小作人との關係を圓滑ならしめ、正當なる小作條件の改善を行はんとして生れたものもある。<sup>2)</sup>

註、この種の共同經營組合数が目下幾何に上るかに就ては明でないが、協調會の調査書には、<sup>3)</sup>二十四の組合が擧げられ、帝

1) 前掲書、九六頁。  
 2) 前掲書、優良なる共同經營(昭和六年)七頁。  
 3) 協調會、前掲書、八九頁。

國農會の調査書には、十四の組合が擧げられてゐる。愛知縣農會の調査書には、同縣下に於ける九の組合が擧げられてゐる。<sup>1)</sup> 渡邊信一氏は「一方に於て新規設立の盛んな傍ら、其挫折崩壊も亦少なくないが、……一經濟期間以上に互つて其經營を遂行したものの内私の聞知し得た事例のみを以てしても今や其數四十有餘、分布區域は十八縣下に互つてゐる」と云はれてゐる。されば此等の資料より綜合するも共同經營は尙ほ少數にして、寧ろ試験時代を脱せざるものと云ふべきである。

先づこの共同經營の利點に就て考ふるに、(一)共同經營に於ては、勞働の適材適所への配置(熟練智能、年齢、性別に應ずる)により、また組合員相互の刺戟によつて勞働能率をあげ、更に從來各戸に於て家族の勞力で行つてゐた作業を、機械作業に移すことによりて、勞働の生産力を高め、從て勞力の節約が行はれる。殊に共同經營によりて季節的なる勞力の不足が補はれる。即ち五、六月頃の農繁期に於ける勞力の不足が節減され、特に組合員相互の勞力の過不足を調節することによりて雇傭勞力を排除し得る利益がある。(二)共同經營によりて耕地が集團化される場合には、田の畦が幾分除かれ、從て個人經營面積よりも擴張され、之によつて耕地反別を幾分増すことによりて、收益の増加が圖られる。

技術的に見て、共同經營には右の如き利點があるが、如何なる場合に於ても、かゝる技術的利點は直ちに經濟的利點となつて現はれるものでない。即ち耕地が比較的多く勞力が常に不足を訴ふる地方や、共同經營によりて節約されたる勞力をば、副業や其他の出稼によりて収益化し得る地方でなければならぬ。次に共同經營を行ふには、組合員の耕地を一ヶ所に集中することによりて、大經營を構成しなければならぬ。この集中のためには、耕地の交換分合を行ふ必要がある

1) 帝國農會、農業共同經營調査書、五頁。同會、優良なる共同經營、九頁以下。  
2) 愛知縣農會、大正十四年度農業共同經營成績書。  
3) 渡邊信一氏、前掲論文、五一四頁。



が、耕地の所有者と耕作者とが分離し、しかも耕作権の確立せざる現状を以てしては、極めて困難である。従來の耕地整理が必ずしも斯る意識より行はれなかつたことに就ては既に述べた處である。また共同經營に於て耕作の機械化によりて、労働の能率を高めるといふも、勞力の過剰なる現状を以てしては、その實現の困難なることも既述せる如くである。

かくの如く考察し來るときは、殊に不況により都市の人口吸引力が減退し、農村一般に過剩勞力を惹起せる今日に於ては、共同經營への刺激は減少しつゝあるものと云はざるを得ない。加之共同經營の發展上、その内部組織の構成に就ても、幾多の障害が起る。今その主なるものを左に擧ぐるであらう。

(一)、本邦一般の小農經營に於ては、商品生産化されたと云ふものゝ、尙ほ自給生産をも行ひ、從て生産經濟と消費經濟、即ち經營と家計とが不可分に結合するが、共同經營に在りては兩者が當然分離することゝなる<sup>1)</sup>。從て全面的なる共同經營に於ては、自家用蔬菜までも共同に栽培するのであるが、一々それを共同農地より配分され、一々記帳するが如きは、その煩に堪へず、「各組合員の家庭が非常に窮屈に感ずる」<sup>2)</sup>ので、蔬園の如きは一部個人經營として保存して置くことが必要であり、この點に於ても完全なる共同經營は成立し難い。

(二)、全面的な共同經營に於ては一方に於て勞力を適材適所に配置し得る利益があるが、他方に於て老人や子供の勞力や、家事の暇々に二、三時間づゝ利用されるやうな勞力は、之を好都合に

1) 渡邊信一氏、前掲論文、五五四頁。  
2) 帝國農會、優良なる共同經營、一四頁。

利用する場所がなくなる。若し此等の勢力を收用するとせば、監督と計算が面倒で、實行不可能であらう<sup>1)</sup>。農家では學童が通學の往きに牛馬を草場に牽きゆき歸途之を家に追ふやうな労働や、老人が菜園の除草をするやうな断片的労働が案外に多い。だから家族労働を完全に利用するには、各農家に一部の個人經營を残して置くことが必然であり、之は共同經營を繼續するための「安全瓣のやうなもの」<sup>2)</sup>であるときへ云はれてゐる<sup>3)</sup>。

組 合 名	所 在 府 縣 名	共同經營地		個人經營地		備 考
		田	畑	田	畑	
第一農事實行組合	福島	二二・八	六〇・〇	三五・八	三五・八	大正十年設立
赤城農業共同經營組合	群馬		六〇・〇		五・八	大正十四年設立、新開墾地への共同移住なり
小野寺村農業共同經營組合	栃木	八四・二	二四・〇	一七・〇	七・二	大正十二年設立
安源寺共同經營組合	長野	一三六・三	二・八		二四・五	大正十三年設立
東三日市農事實行組合	石川	三六・一				大正七年設立(既に解散)
久 根 共 益 組 合	静岡	五・〇				大正三年設立(但し外に五町四反歩の請負地を有す)
諏訪原新田共營組合	愛知	一四〇・〇	二・五	四二・一	四七・九	大正十二年設立
中村農業共同經營組合	岐阜	一〇・九		一五・四	四・七	大正十四年設立
東竹田振農會組合	奈良	一五・三			三・三	大正十三年設立(既に解散)
東阿用稻作共同經營組合	島根	一七・六	一・〇		五・〇	大正十三年設立
余土村共同經營組合	愛媛	一五・三			一四・二	大正十三年設立

右表の十一の共同組合中、完全なる共同經營は石川縣の東三日市の共同經營のみで、他は何れ

1) 岡田溫氏、農業經營と農政、五二三頁。  
 2) 田帝國農會、農業共同經營調查書、一四——一九六頁より。但し經營地面積は大正十五年現在  
 3) 田帝國農會、農業共同經營調查書、一四——一九六頁より。但し經營地面積は大正十五年現在

も若干の個人經營地を留保する。而して田よりも畑地を個人經營地として留保することの多きは、(一)及び(二)に述べたる諸理由による。之等の共同經營中には、共同經營地よりも、個人經營地の方が廣い組合もある。石川縣の東三日市、奈良縣の東竹田の兩共同經營の崩れたのは、個人經營地を全く又は殆んど缺いてゐたので、上述せる二理由たる「自家用蔬菜栽培までを含む共同經營によつて、各組合員の家庭生活を窮屈」としたると、「老人や小供の勞力、家事暇々の少時間の勞力を利用し得ない」ことから解體されたのである。

(三)、されば共同經營存續の爲めには、一部分個人經營を残して置くことが、共同經營の安全辦と考へられるが、併し此の個人經營の部分が過大に失すると、今度は安全辦が鈍つてしまつて、そこから汽罐の蒸氣を逃してしまひ、肝心のピストンが動かなくなる。即ち個人經營面積が過大に失すると、組合員は共同農場への出役は、一般的なる日傭出稼作業の如く考へて、他により利益になる仕事があれば、その方へ趨き、共同農場の仕事は他の組合員へ押しやる傾向がある。また個人經營地のある場合には、先づ自分の農場の季節々々の作業をすませてからでないと共同農場へ出役しない。かゝる傾向は農民の協同心の缺如に基くものであるが、現在の農民の利己的心理が改められるのでなければ、それは一朝一夕に除去され得るものではない。

(四)、更に共同經營に於ては、組合員の出捐したる勞働、資本、土地に對し、收益を分配すべきであるが、年齢、性別、勤惰等によりて、夫々能率の異つてゐる勞働に對し、如何に公平に收益

を分配するか、また斷片的な端數勞働を如何に評價するか困難なる問題である。また土地及び資本財に對する報酬たる地代及び資本利子を公平に算出することも容易でない。そこに組合員間に軋轢の起る多くの動因が潜んでゐるのであらう。加ふるに自農農民が個人經營を行ふ場合には、自家所有耕地より生れ出す地代は、その耕地に加へたる勞働の報酬と合體して取得されるのであるが、共同經營に移る場合には、出捐せる勞働には勞働報酬、出捐せる耕地に對しては地代が、別々に支拂はれることとなり、今まで眠つてゐた土地所有意識が甦がへつて來て、之に對する收益分配が常に頭念に上り、これによつて安慰なる自作農民の心情に、云ひ知れぬ不安と苛立たしさとを與ふるであらう。また小作農が共同經營に参加するにしても、耕作權さへも確立してゐない現状では、組合の存續性も不安とならざるを得ない。

されば共同經營の發展のためには、組合員の生活の安易さを保ち、しかも端數勞働の利用機會を失はせないため、一定の個人經營を各戸に留保して置く必要があるが、之はなるべく老人や子供の勞働や家事の暇々の勞働を投じ得る畑地(蔬菜畑)を選び、しかも自家用栽培の限度に留め、之が過大となることによりて、組合員の協同心を鈍らせないやう工夫すべきであらう。

## 五

以上に亘りて我國農業生産過程に於ける協同化の發展について一應の考察を遂げた。近代的なる農民の自覺の上に立つ農業の協同化は、農家經濟が農業の商品生産化を通じて交換經濟に入込

み、既に早くから利益社會に入込める商工業界よりの刺戟と壓迫とに促されて、先づ農産物の販賣、農業用品及び日用品の購買、金融等の流通部面に於ける農民の協同化を齎し、次第に加工及び生産準備等の生産段階に及ぶものなることを瞭にした。しかも我國の農村が人口過剰であり、且つ小規模經營が支配的であると云ふ特殊性よりして、生産部面の協同化も、農村人口の收容力を増すと云ふ方向へ、即ち嘗て農家が包攝せる加工的業務を復活すると云ふ方向へ進みつゝあるも、この農村勞力を節約すると云ふ方向への農業生産の全面的協同化、即ち共同經營への發展はその實現が困難なることを指摘した。されば農業の協同化は、先づ販賣、購買、信用等の流通部面より始まり、漸次に農業生産の準備的段階並に農産物の加工等の部分的共同作業として現れるも、固有の農業生産部面は個人經營として留保されることゝなるであらう。かゝる本邦農村の實狀と其の客觀的狀勢とよりして、我國農村の協同組合運動の發展と其の方向とが自から制約されることゝならざるを得ない。